

議案第 35 号 大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 35 号 大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について、資料に基づき御説明申し上げます。

2 ページをお願いします。

まず始めに、条例の一部改正に係る経緯等についてであります
が、令和 7 年 6 月に卸売市場法等の改正が行われ、国が指定した
「米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳」に対する生産から小売に至
るまでの費用の指標等の公表について、市場条例に加えることが義務
化されました。これにより、費用の指標等を公表することで、消
費者の理解醸成や関係者の生産性向上及び費用を考慮した価格形成
の促進を図っていくものです。

3 ページをお願いします。

次に、市場条例の一部改正（案）についてであります。第 50
条の次に新たに第 50 条の 2 を加えるもので、市長による指定飲食
料品等に該当する取扱品目等の公表を内容とするものです。

4 ページをお願いします。

次に、第 50 条の 2 第 1 号の「指定飲食料品等」とは、時の経過によりその品質が特に低下しやすく、生活必需品として日々その売
買がされるが、業者間での十分な協議が行われず取引条件が決定さ
れる傾向にあるものとして、「米穀」、「野菜」、「豆腐」、「納豆」、
「飲用牛乳」を農林水産大臣が省令で指定したものであります。な
お、大津市場で取扱のある品目は、「米穀」、「野菜」であります。

5 ページをお願いします。

次に、第 2 号の「食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規
定する指標」ですが、生産から小売に至るまでのコストを数値化
し、基準年及び直近年月を示したものになります。

6 ページをお願いします。

次に、第 3 号の「食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置
の内容」ですが、食品価格は、当事者間で決定されることが基本と
なりますが、「持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を
示して取引条件の協議の申出があった場合、誠実に協議する」、ま
た、「取引の相手方から商習慣の見直し等の持続的な供給に資する
取組の提案があった場合、検討・協力する」ことが明記されまし
た。

今回の改正では、これら指定飲食料品等のリスト、コスト指標、

飲食料品事業者等の努力義務の3項目について公表し、持続的な食品の供給を促すものです。

以上、議案第35号、大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

御審査を賜りますようお願い申し上げます。